令和７年１０月　日光市農業委員会総会議事録

日　時　場　所　　令和７年１０月２０日　午後　２時３０分　日光市役所本庁舎会議室

出席農業委員	11名 1番 川村耕一　2番 沼尾綾乃　3番 池田雄一　4番 阿久津一男 5番 川村光代　6番 渡邊　毅　7番 小池　毅　8番 手塚幸子 9番 神山　守　10番 佐藤修一　11番 吉原浩之
欠席農業委員	なし
出席推進委員	17名 12番 大嶋明男　13番 秋元光藏　14番 北山　隆　15番 伏木俊夫 16番 大島一比古　17番 酒主　学　18番 福田重勝　19番 星野由紀夫 20番 福田正明　21番 佐々木俊久　22番 大貫宣秀　23番 西巻光次 24番 福田浩一　26番 大島昭吾　27番 村上　隆　28番 富田順子 29番 青木容子
欠席推進委員	25番 福田隆夫
傍　聴　人	なし
事　務　局	局長 大嶋正浩　係長 吉澤喜代子　副主幹 佐藤達起　主査 鶴見英明
農業公社	局長 常盤紀生

第１	―	議事録署名人の指名
第２	―	会期の決定
第３	報告第22号	農地法第５条の規定による許可書の交付について
第４	報告第56号	農地法第３条の規定による許可申請について
第５	報告第57号	農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について
第６	議案第58号	農地法第５条の規定による許可申請について
第７	議案第59号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

局　　長	日光市農業委員会総会規則第５条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。よろしくお願いいたします。 はじめに、本日の出席委員は、農業委員１１名全員であります。 農業委員会等に関する法律第２７条第３項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。 推進委員につきましては、１８名中１７名の出席であります。推進委員の福田隆夫委員から欠席する旨の届け出がありました。 なお、本日の傍聴人はいらっしゃいません。
小池毅議長	それでは、ただ今から、令和７年１０月　日光市農業委員会総会を開会いたします。 本日の議事日程について、事務局長が朗読します。
局　　長	（　議事日程を朗読　）
議　　長	それでは、日程第１「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人については、私、議長において指名いたします。 ３番　池田　雄一委員、４番　阿久津　一男委員を指名いたします。
議　　長	続いて、日程第２「会期の決定」を行います。 本総会の会期につきましては、本日１日限りとしたいと思います。これに異議はございませんか。 （　「異議なし」の声あり　）

	異議なしと認め、よって本総会の会期は本日１日限りとすることに決します。
議　　　長	日程第３、報告第２２号「農地法第５条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 （　佐藤副主幹挙手　） はい、佐藤副主幹。
佐藤副主幹	総会資料１ページをお開きください。 報告第２２号「農地法第５条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。 先月許可書を交付しました５条申請案件は３件ございました。譲渡人、譲受人、土地の所在等は資料のとおりです。２件につきましては、総会審議日は令和７年９月２２日、許可書を令和７年９月２２日付け指令番号：日農委指令第５－２８号及び第５－２９号で交付しております。残りの１件につきましては総会審議日が令和７年３月１９日でしたが、都市計画法の開発許可と同日付としたため、令和７年９月３０日付指令番号：日農委指令第５－３０号で許可書を交付しております。以上です。
議　　　長	報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。 （　「なし」の声あり　） よろしいですか。それでは次に移ります。
議　　　長	日程第４、報告第５６号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。 今月の現地調査は、意見要請活動部会が担当しております。 はじめに、川村部会長から説明をお願いします。 （　川村耕委員挙手　） はい、川村部会長。
川村耕委員	ご苦労様です。今回の現地調査ですが、１０月１６日に２班体制で行いました。 １班は、池田雄一副部会長そして酒主学委員、星野由紀夫委員、が対応いたしました。 ２班につきましては、私川村そして福田浩一委員、富田順子委員が対応いたしました。 案件の内容ですが、３条申請が１件、５条申請が６件の合計７件を現地調査いたしました。 担当になりますが、２ページの３条の１番は、福田浩一委員、４ページの５条の１番は星野由紀夫委員でしたが、このあと取り下げられております。 ２番を富田順子委員、３番を酒主学委員、５ページの４番も酒主学委員、５番は星野由紀夫委員、６番は事務局、７番を福田浩一委員、以上の方が発表いたしますので、よろしくお願いいたします。以上です。
議　　　長	はい、それでは番号１番について担当委員の報告を求めます。 （　福田浩委員挙手　） はい、福田委員。
福田浩委員	私は、総会資料２ページ議案第５６号の１番を担当しました。 本申請は、日光市倉ケ崎地内において、売買を目的とした３条申請です。 申請人、申請地等については資料の通りです。 案内図による説明。申請地は日光市立豊岡中学校から北へ約７００メートルに位置しています。 続いて公図による説明をいたします。 申請地は、登記簿地目は田、台帳の現況も田となっていますが、現状は畑になっております。 譲受人は、所有農地を適切に管理し、家族二人で水稲と野菜を作付けしています。 ちなみに所有している機械は、トラクター１台、田植え機１台、コンバイン１台を所有しております。

	これが、申請地の写真になります。
	申請地は、譲受人の耕作地の近くであり、購入後は、野菜の作付けを予定しております。譲受人の家がここになっております。
	利用権はありません。
	尚、農地法第３条第２項に該当しないため、許可の用地をすべて満たしていると考えます。
	ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	以上です。
議　　　長	それでは、現地調査後の協議の結果について担当部会から報告願います。
	（　川村耕委員挙手　）
	はい、川村部会長。
川村耕委員	今説明がありましたとおり、譲渡人は今市地区に居住しておりまして、譲受人は農地が家の目の前です。そこを購入ということで、適切に管理していただけると思われますので、部会内では何ら問題は無いと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　　　長	はい、それではここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
	（　渡邉委員挙手　）
	はい、渡邊委員。
渡邉委員	有償ということですが、それにしては、値段が無いに等しいかなという気がするのですけど、その根拠というか査定の仕方というのですか、教えていただければと思います。
議　　　長	（　川村委員長挙手　）
	はい、川村部会長。
川村耕委員	見てのとおり、譲受人の家の目の前で、どちらかというと、無理に持ってくれと、タダでもいいからという状態だったのですけど、タダと言う訳にいかないので、こういう金額が出たという訳です。
議　　　長	よろしいですか。
渡邉委員	はい。
議　　　長	他に何かご質問ございますか。
	（　「なし」の声あり　）
議　　　長	それでは採決いたします。
	番号１番について原案のとおり、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	（　全員挙手　）
議　　　長	挙手全員であります。
	よって、番号１番は、原案のとおり許可することに決します。
議　　　長	それでは、日程第５　議案第５７号「農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題とし、番号１番について事務局の説明を求めます。
佐藤副主幹	総会資料３ページをお開きください。
	１番の案件についてご説明いたします。
	本申請は、元々建売住宅分譲を目的として、平成２７年６月１５日付けで日農委指令第５－１６号により農地転用の許可を受けた案件であり、変更内容は転用目的です。
	申請地は、南原小学校から西へ約１００メートルの場所に位置しております。
	公図です。当初の分譲計画では、この青の範囲が分譲開発の区域となっております。
	土地は、４筆でございましたが、その内〇〇〇番地が農地のため、農地転用の対象

となったものです。
当初の計画では、４区画の宅地と道路の開発を予定しておりました。
今回の変更理由ですが、当初計画しておりました進入路と市道の取り付け口、この道路が予想以上に危険であったこと。ここに入口を設置すると交差点に近く非常に危険であるという判断になったということ。資金の問題もあり、計画を中断しておりました。この度、協力会社である建設会社で資材置き場が不足しているということもあり、申請地を含めた一帯の自社所有地を、資材置き場として利用したく事業計画を変更することとなったものです。こちらが変更後の土地利用計画になります。
青い線で囲んだ範囲が新しい事業計画図となります。当初予定していた４筆に、新たに進入路として〇〇〇番地を使用する計画となっております。
新たな進入路の農地については、後ほど５条申請として担当の委員からご報告をいただく予定です。
現地の現在の状況ですが、こちらのようになっております。
盛り土まで行われた状態で作業が中断されているという状態です。
南側には擁壁が設置してあり、実際土留めが設置されております。
擁壁等、この平場土盛りしたところの間には、このように水路が掘られておりまして、雨水の流出等の問題はないと考えられます。
以上の事から、事業計画の変更につきましては問題がないと考えられます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　はい、説明が終わりました。
ご質問等ございましたらお受けいたします。
（　佐々木委員挙手　）
はい、佐々木委員。

佐々木委員　道路を通るときに見えるところなので、宅地にするのだなと思っていました。上にある分譲地の建物への影響はないのでしょうか。
随分と土を削ったようだけれども、そういうのは大丈夫なのか。

議　長　（　佐藤副主幹挙手　）
はい、佐藤副主幹。

佐藤副主幹　こちらにつきましては、この分譲地側で十分な安定勾配を取られているということで、今回この計画で土を削ることによって、崩落することはないと説明を受けております。

佐々木委員　はい、わかりました。

議　長　他に何かご質問ございますか。
（　「なし」の声あり　）

議　長　ないようですので、採決に移ります。
番号１番について提案のとおり、変更することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
（　全員挙手　）

議　長　挙手全員であります。
よって、番号１番は、原案のとおり変更妥当とすることに決します。

議　長　続いて、日程第６　議案第５８号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とし、番号１番について事務局の説明を求めます。
（　佐藤副主幹挙手　）
はい、佐藤副主幹。

佐藤副主幹　総会資料４ページ、議案第５８号の１番につきましては、申請取り下げの申し出がありましたので、今回の議案から削除させていただきます。
併せまして、皆様のお手元の議案第５８号の７番につきまして、修正した資料を配

布させていただいております。
お送りいたしました資料に対しまして、対象となる筆は２筆増えております。
こちらにつきましては、申請議案の作成後に申請者と調整を行った結果、対象となる筆がもっと多かったことが確認されまして、修正を行うものです。
最初にご説明するところでしたが申し訳ありませんでした。
よろしくお願いいたします。

議　　長　続きまして、番号２番について担当委員の報告を求めます。
（　富田委員挙手　）
はい、富田委員。

富田委員　私は、総会資料４ページ議案第５８号の２番を担当しました。
譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。
申請目的。本申請は高徳地内において売買により駐車場を目的とした５条申請です。
申請地は、東武鬼怒川線新高徳駅から南東へ約２．１キロメートルに位置しています。
農地区分は第２種農地であり、農振農用地には該当しません。
登記簿地目は田、現況は雑種地です。周囲の状況は、東側は畑、西側は水路、南側は山林、青地、北側は山林です。
申請理由は、譲受人は愛知県名古屋市に本店を置き、ホテル、レストラン、ゴルフ場スポーツ施設等の建設及び経営を主な業務とする昭和４８年に設立された資本金約１９５億９千万円の法人です。申請地の周辺に新ブランドの会員制リゾートホテルを建設中であり、そのホテル従業員駐車場を整備するため今回の申請に至りました。
なお、現在は、既に転用済みであり、違反転用となるため始末書が添付されております。
土地利用計画ですが、１３５台分の従業員駐車場を整備する計画です。
なお、敷地内の青地は所管する財務省と払い下げの手続きを進めているところです。
給排水はありません。雨水は敷地内自然浸透とします。周囲には、地先境界ブロックを設置します。資金計画は、総事業費３千万円は自己資金により賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。
今回、車がこのように置いてあるので、ちょっと私も錯覚を起こしてしまったのですが、一部原野・雑種地になっている部分があります。実際はこういうふうに置く予定だそうです。境界にはカラーコーンやピンクリボンを結んだ柱が印として立ててありました。カラーコーンの下にピンが打ってあって、他はリボンでした。全ての角々には、カラーコーンとピン打ちがしてあり、全て確認してまいりました。この白い部分が財務省の管轄の場所です。
このように原野だったものですから、工事は転用というのですか、進めてしまったようです。実際は農地だったと。測量会社の方が立ち会ってくれたのですが、相談してもらえればというようなお話はしておりました。
以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　それでは、現地調査の検討・協議の結果について担当部会より報告お願いします。
（　川村耕委員挙手　）
はい、川村部会長。

川村耕委員　ただいまご説明がありましたとおり、もう違反転用にはなっているのですけれども、車がこういうふうにたくさん置いてあって、ここがという状態だったのですけど、始末書も添付されておりまして、部会内では許可相当かなということで審議いたしました。

	ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　　　　　長	それではここで担当部会以外の皆様方からご意見・ご質問等をお受けいたします。 （　神山委員挙手　） はい、神山委員。
神　山　委　員	ここに隣接する道路からの進入路はどうなっているんでしょうか。
富　田　委　員	鬼怒川から船生に向かう街道があって、そこから入ります。
神　山　委　員	この真ん中に走っている道がそうですよね。
富　田　委　員	これがそうです。こちら側から私達は入りました。
神　山　委　員	それが抜けている道なんですね。
富　田　委　員	ホテルはずっとこっちの方です。 ちなみに車がたくさん止めてあったと思うのですが、あの日、内装の追い込みで８００人と係の人が言っていました。
神山守委員	これは、本当に始末書一つで済むような話ですかね。 ちょっと強引にやりすぎではないかなと思って、今お話し聞いていたのですけども、いかがでしょう。
議　　　　　長	（　佐藤副主幹挙手　） はい、佐藤副主幹。
佐藤副主幹	実際ちょっと難しいところあると思います。総面積も非常に大きいですし、大きな企業でもあります。ただ現地の状況は先ほども説明ありましたとおり、実際この農地は伐採する前は山林化していたということ、あとは現場の方が農地法にあまり詳しくはない方だったとあるようでして、気が付かれた担当者の方が、事実が判明した段階ですぐに相談に来られて、５条の案内をしたというのもありますので、今回につきましては、始末書という形で以後気を付けていただくということで話をさせていただいたところです。
議　　　　　長	（　川村耕委員挙手　） はい、川村部会長。
川村耕委員	今のことに少し付け加えですけど、ここは農地パトロールで、私も何度か行っていて、ちょうど駐車場のところにこちら側の道が切れているところがあります。あそこまではちょっと舗装になっていたのですけど、向こうはものすごいボサで木が生えているような状態で、まずはここに農地があったというのも私もちょっと分からなかったのです。そんな状態の所でした。
議　　　　　長	わかりました。 （　福田重委員挙手　） はい、福田委員。
福田重委員	これだけの大企業であって、山林を今まで農地だったことがわからないというのはちょっとおかしいのではないかなと思う。 それと始末書というのは、何回出してもいいものなのか。
議　　　　　長	（　佐藤副主幹挙手　） はい、佐藤副主幹。
佐藤副主幹	始末書は原則１回とさせていただいております。
福田重委員	始末書出せば、事前着工してもいいと言う訳だね。
佐藤副主幹	やむを得ない理由がある場合に限ってとなります。本来は原形復旧していただくものですが、追認許可という形で進める方が良いケース、原形復旧していただく方が良いケースを、その都度判断させていただいています。始末書の回数に関しましては、その内容として農地法に対する理解と今後の対応について書いていただいていますので、２回目はないこととしています。
福田重委員	そうすると、他から来るいろいろな企業もありますよね。その開発許可が出てなく

ても、やってしまっても、そのあと今度開発許可というのはおりるわけかな。
　この農地とは関係ないと思うのだけれど、農地以外のところ開発してしまって、そのあと申請しても、今度はまた開発許可というのは、許可下りる前にやってしまっても事前着工で大事なわけなのですね。ちょっと農地は関係ないけどね。

議　長　（　佐藤副主幹挙手　）
　はい、佐藤副主幹。

佐藤副主幹　原則になりますが、追認許可というのは特例になりますので、基本的にはだめなものとなります。これは都市計画法でも同じ取り扱いになるかと思います。ただ、実際後付けで申請が出された場合も、違法な状況、例えば適切な排水処理がされていない、誤った土盛りや擁壁が設置されているといったことがなく、許可基準通りの開発が行われる形であれば、状況や経緯等を確認したうえで、追認許可をさせていただいています。

福田重委員　はい、わかりました。

議　長　はい、よろしいですか。
　（　大島一委員挙手　）
　はい、大島委員。

大島一委員　同じような質問で、福田委員と重複してしまうのですけど、今この周辺の案件は、１年くらいに１回、近隣で篠が生えて荒れていたところなのですが農地転用があって、それは何事もなく済みました。その次に私が担当して、さっき富田委員がやっていた左手にリゾートマンションが完成間際で、進入路の説明があったところの右隣を私が調査して現地調査しました。
　記憶のある方はご存じだと思うのですが、道に沿って勝手に砂利が搬入されていて、始末書を出してもらったと思うのですね。それ私が記憶にあると思います。
　にもかかわらず、名古屋市の進出企業で、２００億円の会社にしては、担当者が１回フライングを起こして、レッドカードで始末書を出しているにもかかわらず２回目を出している。その辺は、本当に日光市の農業委員というか、農地転用を軽視していると、聞いていて腹立たしいところがあった。勧告までいかないけど、厳重に、次は公図見れば分かることですから、農地というのは農地法に基づいてやっているわけだから、十分にその辺は注意させてやった方がよろしいと思います。
　従業員の駐車場では、始末書を出してもらいましょうと、国道の進入路のところですね。担当者は他の売買などもやっているので、相当精通しているわけなのですよ。だからちょっと信じられないというような感じなのだけれども、常識的にもちょっと甘く見ているのではないかなと思ったので今追加して話してしまいましたけど、以上です。

議　長　（　佐藤副主幹挙手　）
　はい、佐藤副主幹。

佐藤副主幹　一応補足事項としまして、先ほど大島委員からお話がありました場所は駐車場を作ってという話でありました。この際には、工事着工段階、実はその譲渡人側が砂利を入れた状態だったので、始末書に付きましては譲渡人から出されています。

大島一委員　それは知っているんですけど、農地法に基づいてやっているのだから、謄本を見れば分かることだから、何を考えているのかと思ってちょっと腹立たしかったね。そういうことです。
　もう２回目、３回目農地転用やっているわけだから、あまりにも軽視し過ぎと思う。

議　長　いずれにせよそれぞれに始末書二重提出にはなっていないということです。
　他に何かご質問等ございますか。
　よろしいですか。
　（　「なし」の声あり　）

議　　　長　それでは、質疑を終決し採決いたします。
番号２番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
（　全員挙手　）

議　　　長　挙手全員であります。
よって番号２番は、原案のとおり許可することに決します。

議　　　長　続きまして、番号３番について担当委員の報告を求めます。
（　酒主委員挙手　）
はい、酒主委員。

酒 主 委 員　総会資料４ページお願いします。
私は、議案第５８号の３番を担当しました。
譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。
本申請は、日光市土沢地内において、売買により資材置き場への通路を目的とした５条申請です。
申請地は、南原小学校から西へ約１００メートルに位置しております。
農地区分は、第２種農地であり、農振農用地には該当しません。
こちら、先程ありました議案第５７号の事業計画変更申請の申請地と係る物件でございます。
公図による説明。登記簿地目は畑、現況は畑です。
周囲の状況は、東側は山林、西側水路、南側雑種地、北側は道路です。
土地利用図による説明。こちらは先程言いました事業計画変更の申請地になります。
現地には、譲受人１名、行政書士１名が立ち会いました。
申請地を通路に利用する計画で、杭打ちがしてありました。
申請理由としまして、譲受人は事業計画変更にもあるとおりで、こちらを宅地分譲にする計画を平成２７年６月にしておりましたが、進入路と市道の接続に問題が生じたことや資金の都合から計画を中断しました。
今回、計画を変更し協力会社の資材置場として利用することとなり、申請地を資材置場への進入路として利用したく申請いたしました。
敷地内を砂利敷きとし、通路及び車両転回スペース及び車両待機所として使用する計画です。
給排水はありません。雨水は、敷地内自然浸透です。
こちらの赤いところが申請地になります。奥が、先程の変更申請の土地になっております。
以上のことから、周りに及ぼす影響も無いと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　　長　それでは、現地調査の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。
（　池田委員挙手　）
はい、池田委員。

池 田 委 員　ただ今の説明のとおりでして、調査後、部会で話し合った結果、許可相当となりましたので、皆様のご審議のほうよろしくお願いいたします。

議　　　長　それでは、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。
（　手塚委員挙手　）
はい、手塚委員。

手 塚 委 員　赤い線が引いてあるところの手前のところに電柱がありますよね。それで一坪くらいの土地のところはどうなのですか。

池 田 委 員　これは道路境界線で、ここは道路です。もともと高い土地を削ったので、たぶん法

面の頭が境界だったと思うのですね。これが中にこういうふうに、ギザギザになっていたのですけど、これ道路境界線です。
この写真ですと、手前は歩道になって法面がある状態ですね。

手　塚　委　員　はい、わかりました。ありがとうございます。

酒　主　委　員　すみません。今現在ここが歩道と道路の縁石が切れていまして、実際にここで出入りが出来るようになっています。

議　　　　　長　奥の盛土は、まるっきりこの土地には関係ないですか。

酒　主　委　員　関係ないです。この盛土は、先程の変更申請に載ってないのですけど。

議　　　　　長　他に何かご質問ございますか。
（　神山委員挙手　）
はい、神山委員。

神 山 守 委 員　計画図をお願いします。これの左下、この三角水路直管と書いてありますが水路ですよね。ここは境目というか昔の水路で今は、何もなってないですか。

議　　　　　長　（　佐藤副主幹挙手　）
はい、佐藤副主幹。

佐 藤 副 主 幹　ご指摘の場所はこの写真の上ですと、この辺りの場所になりますか。
こちらは、現在、市で管轄している市管理の地番となりまして、こちらは、境界も確定済みとなっています。
こういった隣接する管理地で原則使用しないことになっております。

神　山　委　員　そうすると、水路は水路として、また設けるような形になってくるのですか。

佐 藤 副 主 幹　現況は形状が無いですので、土地がここにあるだけの状態になっています。水路があるところに付きましては、代わりの水路を設けたケースはあるのですけれども、水路が無いところに関しましては、そのまま土地があるということだけ認知してもらうという状態です。

神 山 守 委 員　多分、あの雨水環境は自然浸透ということで、先ほど言われたかと思うのですけれども、若干斜面になっているで、その辺のあるというのは、土が流れ出したらというのは、ある程度の防御予測というか考えているのですかね。

議　　　　　長　（　佐藤副主幹挙手　）
はい、佐藤副主幹。

佐 藤 副 主 幹　基本的に南側の擁壁に向かって傾斜が付いている状態ですので、流れるとしますと、おそらくこちらのほうに流れてくるのではないかと思います。
擁壁の上に先ほど平たんに土盛りしたような場所がありますけど、ここの水路がありますので、絶対無いとは言い切れませんけれども、ある程度そういった最低限の対策というのは、なされているかとは考えます。

議　　　　　長　よろしいですか。

神　山　委　員　はい。

議　　　　　長　他に何かご質問ございますか。
（　「なし」の声あり　）

議　　　　　長　それでは、ないようですので、質疑を終了し採決に移ります。
番号３番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
（　全員挙手　）

議　　　　　長　挙手全員であります。
よって、番号３番は、原案のとおり許可することに決します。

議　　　　　長　続きまして、４番について担当委員の報告を求めます。
（　酒主委員挙手　）

はい、酒主委員。

酒　主　委　員　　続きまして、総会資料５ページです。

私は議案第５８号の４番を担当しました。

譲渡人、譲受人及び申請地等は、資料のとおりです。

本申請は、日光市森友地内において使用貸借により、一般住宅を目的とした５条申請です。

案内図による説明。申請地は、国道４６１号七本桜歩道橋交差点から南東へ約７００メートルに位置しています。

農地区分は、第３種農地であり、農振農用地には該当しません。

公図による説明。登記簿地目は田、現状は田です。周囲の状況は東側道路、西側青地、道路、水路、南側は道路、水路、青地、北側は田、畑です。

土地利用図による説明。現地には譲受人１名、行政書士１名が立ち合いました。

申請地を一般住宅に利用する計画で杭打ちがしてありました。

申請理由としまして、今回申請地は借受人の１人である妻と妻の家族計５名で所有する土地であり、それを譲受人夫婦が借り受ける形となります。

借受人夫婦は、現在妻の実家の近くのアパートに二人で居住しておりますが、今後家族が増える予定であり、住居が手狭になることを想定し、申請地に住居を新築するため今回の申請に至りました。

敷地内に建築面積６１平方メートルの木造２階建て住宅を建築する計画です。

給排水は、公共の上下水道を利用します。

雨水は敷地内自然浸透です。

こちらが、申請地になります。こちらが入口、全面道路になって出入り口になります。こちらに住宅が建ちます。

先程の計画図、こちらに法定外道路と青地がありますが、払い下げ申請地になっています。

以上のことから、周りに及ぼす影響も無いと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議　　　　　長　　それでは、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会より報告願います。

（　池田委員挙手　）

はい、池田副部会長。

池　田　委　員　　ただ今説明のとおりですので、調査後部会で話し合った結果、許可相当であるということになりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議　　　　　長　　それではここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

（　「なし」の声あり　）

議　　　　　長　　それでは、審議を終了し採決いたします。

番号４番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（　全員挙手　）

議　　　　　長　　挙手全員であります。

よって番号４番は原案のとおり許可することに決します。

議　　　　　長　　続いて、番号５番について担当委員の報告を求めます。

（　星野委員挙手　）

はい、星野委員。

星　野　委　員　　総会資料５ページの議案５８号の５番を担当いたしました。

譲渡人、譲受人及び申請地などは資料のとおりです。

本申請は、板橋地内において売買により太陽光発電設備を目的とした５条申請で

	す。 案内図。申請地は、国道１２１号板橋交差点から北へ約４００メートルに位置しています。 農地区分は第２種農地であり、農振農用地に該当しません。 公図お願いします。登記簿地目は畑、現況は畑です。周囲の状況は、東側は畑、道路、西側は畑、南側は宅地、北側は畑です。 土地利用図をお願いします。 現地には、譲受人、行政書士が立ち会いました。 申請理由。譲受人は福岡県北九州市に本店を置き、外装建材の販売・取付、土木建築工事の設計・施工、太陽光発電の販売施工などを業務とする平成１５年に設立された資本金２千万円の法人です。 今回、申請地の所有者に同意を得ることができたため、及び隣接地の了解も得たので太陽光発電設備用地として譲り受け利用したく申請に至りました。 土地利用計画。敷地内に１６０枚の太陽光パネルを設置する計画です。 給排水はありません。雨水は敷地内自然浸透です。周囲にはフェンスを設置いたします。 資金計画。総事業費約１，１００万円は、自己資金により賄い、金融機関残高証明書が添付されております。 写真。見てのとおり、現在畑として利用していますが、蕎麦の刈り取り後、許可が得られれば太陽光の設置に入るということになります。 写真左側見えない部分に道路がありまして、そちらが進入路となり、資材の運び込みをする説明でした。以上です。
議　　　　長	それでは、現地調査後の検討・協議の結果について、担当部会より報告お願いします。 （　池田委員挙手　） はい、池田副部会長。
池　田　委　員	ただ今の説明のとおりなのですけれども、譲受人がしっかりと草刈り等やるということで聞いております。 部会内で話し合った結果、許可相当であるということになりましたので、皆様のご審議のほうよろしくお願いいたします。
議　　　　長	ここで担当部以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 （　吉原委員挙手　） はい、吉原委員。
吉　原　委　員	この譲受人ですが、現在までに、この栃木県内や日光市内で今までに事業展開あった会社でしょうか。
議　　　　長	（　佐藤副主幹挙手　） はい、佐藤副主幹。
佐　藤　副　主　幹	栃木県内は最近進出を開始したということであり、県内には何ヵ所か太陽光設備があるということです。日光市につきましては今回が初めてになります。
吉　原　委　員	わかりました。
議　　　　長	他に何かご質問ございますか。 （　「なし」の声あり　）
議　　　　長	ないようですので、採決に移ります。 番号５番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （　全員挙手　）
議　　　　長	挙手全員であります。 よって、番号５番は、原案のとおり許可することに決します。

議　　　長	続きまして、番号６番について事務局の説明を求めます。
	（　佐藤副主幹挙手　）
	はい、佐藤副主幹。
佐藤副主幹	総会資料は同じく５ページとなります。 議案第５８号の６番についてご説明いたします。 当該申請地は、８月の総会におきまして、「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に係る変更」についてご審議をいただきました農地となります。 ９月に計画変更の手続きが完了いたしまして、今回の農地法第５条の申請となりました。なお、こちらにつきましては当初と計画に大きな変更がないことから、今回は調査部会による現地調査は行わず、事務局からの説明のみとさせていただきます。 本申請は、太陽光発電設備を目的とした売買による５条申請となります。 申請地ですが、旧野口小学校から東へ約６００メートルに位置しています。 登記簿地目は田となり現況も田となっております。周囲の状況は東側が田・宅地、西側は雑種地・青地、南側がは道路、北側は道路となっております。 土地利用計画ですが、譲受人は宮城県仙台市に本店を置き、風力・太陽光発電・電力備蓄装置の販売、加工を主な業務とする平成２３年に設立された資本金９，９００万円の法人となります。 敷地内には当初太陽光パネルを１８０枚設置する計画でしたが、枚数が変更になりまして１７４枚を設置する計画となりました。 給排水はございません。雨水は敷地内自然浸透となります。周囲はフェンスを設置する計画です。改めて撮影をいたしました現地の写真となります。８月の現地調査期から特に大きな変化はございませんでした。 以上、周囲に及ぼす影響がないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　　　長	説明が終わりました。ご質問等ございましたらお受けいたします。
	（　神山委員挙手　）
	はい、神山委員。
神山委員	資料の備考欄のところに、届け出予定で「保全区域外」となっているのですけれど、太陽光発電に関して、この文面がここ何ヵ月間か出始めていて、ちょっと気になったところなんですけども、これはどういうものなんですか。
議　　　長	（　佐藤副主幹挙手　）
	はい、佐藤副主幹。
佐藤副主幹	太陽光発電に関する申請は非常に多くなっておりまして、皆様からの確認事項も非常に多く出ているところかと思います。 こちらにつきまして、市で太陽光発電設備に関する条例がございまして、その設置場所に応じて手続きが定められております。 市内の保全区域が定められており、例えば、文化財のある場所、国立公園区域内、こういったところについては保全区域になり、設置の許可が必要になります。 それ以外の区域につきましては、設置の届出のみを出していただく形です。 当然太陽光につきましては、基準がございますので、そちらの届出が出来る段階で、農業委員会も申請を受付けています。 太陽光発電の事務は市の環境森林課で行っています。２つの課で調整を行いまして問題ないと判断された段階で受付する流れを取っています。 今回の場合ですと、保全区域外ですので、設置の届出のみ。その届出もできる段階まで来ておりますので、５条も進めさせていただいているという形です。
神山委員	前回現地調査したのは我々だったので。前回は保全区域外と記載されてなかった気がします。

大島一委員　記載ありました。
神山守委員　記載ありましたか。
大島一委員　私、質問したのですけれど、市の条例でなっています。
勝手にできないのです。保全区域外でないと。今、佐藤副主幹が言ったように大事なことなので表示してもらわないとダメなんです。
議長　他に何かご質問ございますか。
（　「なし」の声あり　）
議長　それでは、質疑を終決し、採決いたします。
番号６番について、原案のとおり、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
（　全員挙手　）
議長　挙手全員であります。
よって番号６番は、原案のとおり許可することに決します。

議長　続いて、番号７番について担当委員の報告を求めます。
（　福田浩委員挙手　）
はい、福田委員。
福田浩委員　私は、総会資料５ページ議案第５８号の７番を担当しました。
本申請は、藤原地内において使用貸借による資材置場、駐車場への一時転用を目的とした５条申請です。
案内図。申請地は、龍王峡市営駐車場から南東へ約５００メートルと１キロメートルに位置しています。
農地区分は第２種農地であり、農振農用地になります。なお現地には、借受法人の社員が立ち会いました。
公図。登記簿地目は田と畑、現況も田と畑です。周囲の状況は〇〇〇番の２筆が、東側は青地、西側は道路、南側は水路、北側は道路です。もう一つの〇〇〇番の５筆は東側は田、西側は道路、南側は道路、北側は水路です。
土地利用図。譲受人は東京都千代田区に本店を置き、電気事業を主な業務とする令和元年に設立された資本金１０億円の法人です。
同社が所有する発電所への導水路修繕工事を実施するにあたり、申請地を工事用資材置場、駐車場として使用するため今回申請に至りました。
なお、〇〇〇と〇〇〇番の２ヵ所に分かれているのは、案内図にあるとおり、導水路があり、この間がトンネルになっているそうです。この場所がかなり離れているので、２ヵ所に資材置場を設けるそうです。
土地利用計画。〇〇〇番の２筆はそのまま駐車場として、〇〇〇番の５筆は下に鉄板を敷き、工事用資材のプラント、事務所、資材置場等として使用する計画です。
今回は一時転用であり、砂利敷等は行わず、工事終了後は農地に復元いたします。
なお、農振農用地ではありますが、使用期間が４ヵ月と短く原型復帰とするため問題はないと思われます。
写真による説明です。こっちが〇〇〇番です。ここに道路の高架橋があるのですが、申請地は、このすぐ下にあるのです。この木は、地主が許可したものだけ伐採して、ここに鉄板を敷いて資材置場として使用するそうです。
こちらは、このまま駐車場として使うそうです。ここに発電機を２台ほど設置する計画だそうです。
給排水はありません。雨水は敷地内浸透。
資金計画。資金計画総事業費８，０００万円は自己資金により賄い、金融機関の残高証明が添付されております。
以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　　　長	それでは、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会より報告お願います。 （　川村耕委員挙手　） はい、川村部会長。
川　村　委　員	地図により説明します。この中がずっと隧道というかトンネルになっておりまして、こちらから向こう側まで行くのにかなりの距離があるものですから、両方で借りてそこで仕事をするということです。今、発電所の方がちょうど工事をやっているので水がかなり減水しているものですから、その４ヵ月の間にトンネルの中を補修したいということでした。 今、説明があったように、何ら問題が無いと思いますので、許可相当と部会内では判断いたしましたので、ご審議のよろしくお願いいたします。
議　　　　長	それでは、担当部会以外の皆様方からご意見・ご質問等をいただきたいと思います。 （　「なし」の声あり　）
議　　　　長	それでは採決いたします。 番号７番について原案のとおり、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （　全員挙手　）
議　　　　長	挙手全員であります。 よって番号７番は原案のとおり許可することに決します。
議　　　　長	続いて日程第７、議案第５９号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 （　鶴見主査挙手　） はい、鶴見主査。
鶴　見　主　査	議案第５９号農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、ご説明いたします。 本議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の第６の６の（１）の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積等促進計画案」を決定するために審議を求められています。 総会資料は６ページから４３ページになります。 件数は２８件で、面積合計は３６７筆で６００，８５２．２１平方メートルとなります。 「設定をする者（渡人）」・「設定を受ける者（受人）」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。 以上の計画の内容は。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第２項の要件を満たしていると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議　　　　長	説明が終わりました。ご質問等ございましたらお受けいたします。 （　佐々木委員挙手　） はい、佐々木委員。
佐　々　木　委　員	これは、土地改良に伴う農地の集積が絡んでいるのですか。
議　　　　長	（　常盤局長挙手　） はい、常盤局長。
常　盤　局　長	おっしゃるとおりでございます。 薄井沢地内の県営圃場整備事業でございます。
佐　々　木　委　員	ありがとうございます。

議　　　　長	他に何かご質問ございますか。
	（　「なし」の声あり　）
議　　　　長	それでは、質疑を終決し、採決いたします。 議案第５９号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	（　全員挙手　）
議　　　　長	挙手全員であります。 よって、議案第５９号については、原案のとおり決定することに決します。
議　　　　長	以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。 これをもちまして、令和７年１０月　日光市農業委員会総会を閉会いたします。
	（閉会）　　　午後４時００分